

## 企業組織再編税制の創設に伴う 法人株主のみなし配当課税

税理士・公認会計士  
後 宏 治

### はじめに

平成13年度税制改正において、法人税法は大幅に改正された。その中心的な改正点は、会社分割等の企業組織再編成に係る税制の整備に関するものである。この分割税制に併せて法人における「みなし配当課税」が大幅に改正された。

改正理由の一つは、会社分割制度を利用することによって、法形式は異なるが実態として「合併」や「減資」等と同様の効果を生じさせることができるため、会社分割におけるみなし配当課税を考慮するに当たっては合併・減資の場合との整合性が必要とされたことである。

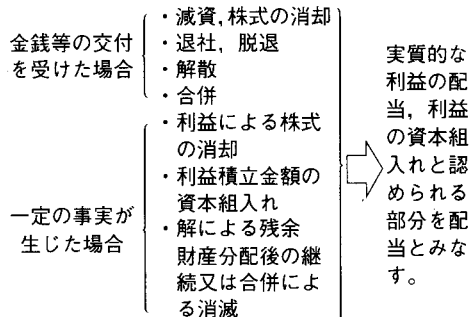
もう一つの改正理由は、旧来から指摘されていたみなし配当課税の問題点を是正する必要があったことである。

### I 旧税制におけるみなし配当課税の問題点

まず、非常に分かりやすい政府税調の資料により、旧税制におけるみなし配当課税の概要と問題点を概括する。

図表-1 みなし配当に係る旧税制の概要

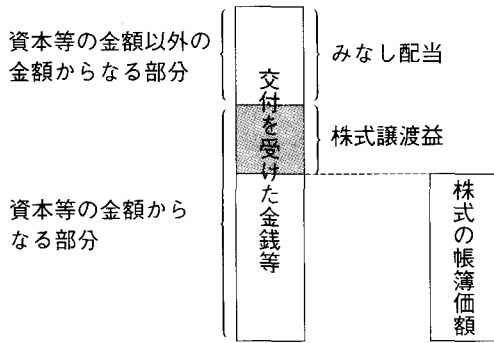
- 商法上、利益の配当とされないものであっても、実質的に利益の配当と変わらないものは、法人税法上は、配当とみなされる（旧法人税法24）。



※みなし配当のイメージ図については、図表-2を参照  
(平12.6.2 政府税制調査会法人課税小委員会の説明資料より抜粋)

図表-1で分かるように、旧税制のみなし配当には、金銭等の交付を受けた場合と一定の事実が生じた場合（金銭等の交付を受けた場合でない場合）の二つの種類があった。

図表-2 旧のみなし配当のイメージ図



(平12.6.2 政府税制調査会法人課税小委員会の説明資料より抜粋)

図表-2にあるように、法人株主が金銭その他の資産（金銭等）の交付を受けた場合に、その金銭等の額の合計額がその交付の基因となった当該法人の株式の帳簿価額を超えるとときは、その超える部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額からなる部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされていた。また、帳簿価額と資本等の金額からなる部分の差額は株式の譲渡損益ととらえられていた。

上記のような基本構造のもと、旧のみなし配当課税制度は「課税所得を減少させる、問題のある制度」であると考えられていた。すなわち、旧のみなし配当課税制度は税金を増やす制度ではなく、税金を減らす制度であるとの認識があったのである。

なぜなら、①法人株主がのみなし配当を受けた場合には、「受取配当金の益金不算入」の規定が適用され、配当等の額の合計額から負債利子の額を控除した金額の80%（特定株式等以外）又は100%（特定株式等）が益金に

算入されず、法人株主に対するのみなし配当の大部分は課税されない、②他方、のみなし配当相当額は旧株式の簿価に加算され（簿価の「カサ上げ」）、その結果、将来の評価益や将来の譲渡益を減少させてしまうからである。図表-3にはそのことが設例によって明らかにされている。

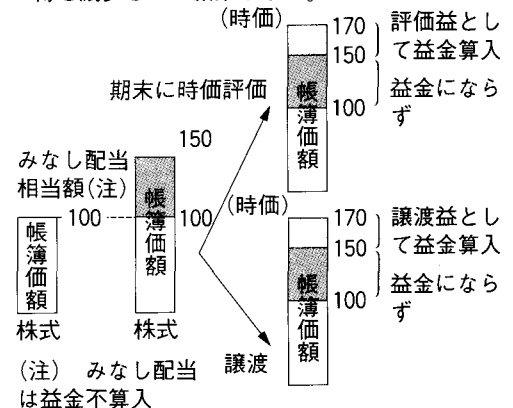
また、金銭等資産の交付のない場合のみなし配当の場合、その法人の株主には金銭や株式の交付が現実にはないにもかかわらず、課税が行われるという不合理性が実務上問題になっていた。

こうした問題意識から、今回のみなし配当課税は次のように改正された。すなわち、①組織再編に関するのみなし配当課税を整備し、②資産の交付がない場合のみなし配当課税を廃止したのである。

以下、おのおのについて説明する。

図表-3 のみなし配当に係る旧税制の論点(例)

○ 資産の交付がない場合のみなし配当は、受取配当等の益金不算入の対象となり課税対象とならない一方で、そののみなし配当相当額だけ株式の帳簿価額が増額されることから、その株式の時価法による評価益の過少計上や評価損の計上あるいは譲渡をした場合の譲渡益の過少計上や譲渡損の計上を通じて課税所得を減少させる結果となる。



(平12.6.2 政府税制調査会法人課税小委員会の説明資料より抜粋)

## II 新しいみなし配当課税制度

今回の法人税法改正により、みなし配当課税に係る条文は次のように改正された。

### 法人税法第24条(配当等の額とみなす金額)

法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式(出資を含む。以下この条において同じ。)に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

- 一 合併(適格合併を除く。)
  - 二 分割型分割(適格分割型分割を除く。)
  - 三 資本若しくは出資の減少(株式が消却されたものを除く。)又は解散による残余財産の分配
  - 四 株式の消却
  - 五 社員の退社又は脱退による持分の払戻し
- 2 合併法人又は分割承継法人が次に掲げる株式に対し合併又は分割型分割による株式の割当て及び当該株式以外の資産の交付をしなかつた場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人又は分割承継法人が株式割当等(当該合併又は分割型分割による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。)を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

- 一 合併法人、被合併法人又は他の被合併法人が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式
- 二 分割法人の株式で次に掲げるもの
  - イ 分割承継法人が当該分割型分割の直前に有していたもの
  - ロ 分割承継法人が当該分割型分割により当該分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたもの
- 3 第1項に規定する株式に対応する部分の金額の計算の方法その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### ① 「帳簿価額」から「資本等の金額」へ

今回、条文の文言が次のように変更されている。すなわち、改正前法人税法では、減資等により受け取った金銭等の交付額がその株式の「帳簿価額を超過する」場合の超過額のうち、その法人の資本等の金額からなる部分以外の金額をみなし配当としていた。改正後の法人税法では、交付金銭等の額のうちその株式に対応する「資本等の額」を超過するものがみなし配当とされた。この改正は、今までの法人税法の基本的な考え方を大幅に変更するものであり、今後の税務処理には留意が必要である。

改正前法人税法では、「交付金銭等の金額－帳簿価額」を「交付金銭等の金額－資本等の額」(＝みなし配当)と「資本等の額－帳簿価額」(＝キャピタルゲイン)とに区分し、キャピタルロスの実現するまでは認識しないと考えていた。

改正法人税法では、いちいち株式等の帳簿価額と減資等による払戻金の額とを比較して、

譲渡損益やみなし配当の額を算出しなくなった。すなわち、株式等の帳簿価額に関係なくみなし配当額を計算し、他方で譲渡損益の計算は別個に行うとしたのである。

このような改正の背景には、交付金銭等の中の利益積立金からなる部分は法人税で既に課税済みの留保利益であって、その金額そのものをみなし配当額とするのが理論的であるという考えがあるものと思われる。

新しい法人税法のみなし配当課税の規定のしかたは所得税のそれと一致することになった。したがって、個人と法人のみなし配当額の計算は基本的には同じになっている。

旧法人税法と現行法人税法でみなし配当の計算に差異が生じるのは、株式等の帳簿価額が減資等による払戻金に含まれる資本等の金額を超える場合である。旧税制では、その超える部分の金額はみなし配当金額が減殺されるのに対して、現行税制では、この減殺される部分は譲渡損失となり、みなし配当額と両建てされることになる。みなし配当額は、資本等の金額と帳簿価額との関係に左右されることなく算定されることになったのである。

具体的に、法人株主が解散により残余財産の分配を受けた場合の事例を示すと図表-4のようになる。

図表-4 改正前のみなし配当の計算

|             |          |
|-------------|----------|
| 残余財産分配額 100 |          |
| 資本金 50      | 利益積立金 50 |
| 帳簿価額 70     | みなし配当30  |

従来、図表-4のように法人株主がその出資法人の解散により残余財産の分配を受けた場合には、その残余財産の分配額のうち、出資株式の帳簿価額を超える部分がみなし配当

の金額とされていた。

図表-5 現行税制におけるみなし配当

|             |          |
|-------------|----------|
| 残余財産分配額 100 |          |
| 資本金 50      | 利益積立金 50 |
| 帳簿価額 70     | みなし配当50  |
|             | 譲渡損 20   |

改正法人税法では、図表-5のように考えることになる。すなわち、みなし配当金額は交付金銭等の額100から資本等の金額50を超える部分とされているため、50になる。そして、解散により持株の全部を失うとすると帳簿価額70全額が譲渡原価となり、他方、譲渡収入は交付金銭等の金額100からみなし配当の額50を差し引いた50になり、譲渡損失20が計上されることになる。そして、みなし配当・譲渡損それぞれに益金算入・損金算入が検討されるのである。

そして、残余財産の分配だけでなく合併・分割・減資等の取引全般についても、この基本的な考え方で統一されている。

## ② 合併（適格合併を除く。）

適格合併（法法2十二の八）により資産の移転をしたときは、最後事業年度の帳簿価額による資産等の引継ぎをしたとされ（法法62の2）、簿価で引き継がれた資産負債の差額である資本等の金額や利益積立金額もまた帳簿価額で引き継がれる（法法2十七ハ、法法2十八ニ）。被合併法人の株主は旧株に代わり、新株を取得する。ところが、被合併法人の利益積立金は合併法人に全額引き継がれているため、配当とみなされる部分はないことになる（法法24①一）。

したがって、合併の場合にみなし配当課税

が生じるのは非適格合併に限定される。

非適格合併の場合、被合併法人は時価で資産等の譲渡を行ったことになり、合併法人株式を時価で取得して直ちに株主に交付するとみなされる。被合併法人の利益積立金が減少し合併法人への引継ぎが行われていないことから、株主においてみなし配当課税が行われることになる。「株主が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」は時価で計算され、「当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式に対応する部分の金額」は、以下の算式で計算される（法令23①一）。

$$\frac{\text{最後事業年度の資本等の金額}}{\text{発行済株式総数}} \times \text{合併直前保有株式数}$$

これら差額がみなし配当の額になる。

なお、法人税等の一部を改正する法律附則第3条（みなし配当に対する法人税に関する経過措置）により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に行われた非適格合併には、みなし配当課税の規定を適用しないことになっている。

### 第3条（みなし配当に対する法人税に関する経過措置）

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に行われた合併又は分割型分割（適格合併及び適格分割を除く。以下この条及び附則第12条第3項において「非適格合併等」という。）により当該非適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この条及び附則第12条第3項において「被合併法人等」という。）の株主等に株式のみが交付された場合において、当該非適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この条及び附則第12条第3項において「合併法人等」という。）が、当該非適格合併等を適格

合併又は適格分割型分割（附則第12条第3項において「適格合併等」という。）として当該非適格合併等の日の属する事業年度の所得に対する法人税の申告を行い、かつ、当該株式の価額のうち新法人税法第24条第1項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額について第2条の規定による改正後の所得税法第181条第1項又は第212条第1項若しくは第3項の規定による所得税の徴収を行っていなかったときは、当該合併法人等が当該被合併法人等の株主等である法人の法人税を免れる目的で当該申告を行ったことが明らかである場合を除き、新法人税法第24条第1項の規定は、適用しない。

### ③ 分割型分割（適格分割型分割を除く。）

まず商法上、分社型分割では、剰余金・利益準備金等を分割承継法人において計上することは認められていない。法人税法上も分社型分割では分割法人の事業用資産が移転し、その対価として分割承継法人の株式を分割法人が取得するだけで、純資産が減少することはないため、利益積立金は引き継がないことになっている。そのため、みなし配当課税が問題になるのは、分割型分割に限定されるが、適格分割については分割純資産に対応する利益積立金は分割承継法人に引き継がれるため、みなし配当課税の関係は生じない。結局、非適格の分割型分割の場合だけみなし配当課税が生ずるのである。

非適格分割の場合、分割法人は分割承継法人の株式（時価）を対価として資産等の譲渡を行ったと考え、移転資産の譲渡損益を認識する（法法62）。分割法人は対価として取得した分割承継法人の株式を時価で分割法人の

株主に交付するとみなされる。そして、この交付の時に移転資産に対応する減資が同時に行われたと考えるのである。株主は、分割承継法人の株式を時価で取得するが、分割法人の利益積立金額は分割承継法人に引き継がれていないため、みなし配当課税が生じるのである。

「株主が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」は時価で計算され、「当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因となった当該法人の株式に対応する部分の金額」は、以下の算式で計算される（法令23①二）。

$$\frac{\text{分割事業年度終了時の分割資本金額等}}{\text{分割直前保有株式数}} \times \frac{\text{分割直前保有株式数}}{\text{発行済株式総数}}$$

$$\frac{\text{分割資本金額等}}{\text{資本等金額}} \times$$

$$\frac{\text{移転資産（簿価）} - \text{移転負債（簿価）}}{\text{分割前の資産（簿価）} - \text{分割前の負債（簿価）}}$$

（小数点以下1位未満の端数は切上げ）

なお、法人税等の一部を改正する法律附則3条（みなし配当に対する法人税に関する経過措置）により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に行われた非適格分割には、みなし配当課税の規定を適用しないことになっていることは、合併の場合と同様である。

#### 4 その他の場合

①資本若しくは出資の減少又は解散による残余財産の分配、②株式の消却、③社員の退社又は脱退による持分の払戻し——の三つの場合にみなし配当が生じるのは改正前の法人税法と同じである。「株主が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」は時価で計算されることも同じである。「当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因

となった当該法人の株式に対応する部分の金額」は、①～③の各場合にそれぞれ以下の算式で計算される（法令23①三・四・五）。

(1) 資本もしくは出資の減少又は解散による残余財産の分配

$$\frac{\text{払戻直前の払戻等}}{\text{対応資本金額等}} \times \frac{\text{払戻直前保有株式数}}{\text{発行済株式総数}}$$

$$\frac{\text{払戻等対応}}{\text{資本金額等}} \times \frac{\text{資本等}}{\text{金額}}$$

$$\frac{\text{払戻交付金銭等の合計額}}{\text{払戻直前の資産（簿価）} - \text{同負債（簿価）}}$$

（小数点以下1位未満の端数は切上げ）

(2) 株式の消却

$$\frac{\text{消却直前の}}{\text{資本等金額}} \times \frac{\text{消却直前保有株式数}}{\text{発行済株式総数}}$$

(3) 社員の退社又は脱退による持分の払戻し

$$\frac{\text{払戻直前の}}{\text{資本等金額}} \times \frac{\text{払戻直前保有株式数}}{\text{発行済株式総数}}$$

### Ⅲ 抱合株式とみなし割当

合併や吸収分割において合併法人や分割承継法人が有する被合併法人や分割法人の株式を「抱合株式」という。この抱合株式に通常どおり新株式を割り当てると合併法人・分割承継法人は自分に自己株式を割り当てることになってしまう。そこで、商法では抱合株式について自己株式を割り当てるかどうかは任意とされている。

ところで、法人税法では株主の地位の同一性を重視し、合併法人や分割承継法人が自己株式を割り当てない場合でも、いったんは新株式の割当を行ったものとして処理を行うことにしている（法法24②）。すなわち、現実に割り当てられていない自己株式をいったん割り当てたと擬制して、みなし配当課税の計算を行い、所有株式の譲渡損益の課税関係も

律するのである（法法61の2④）。

株主は現実にはこのみなし割当株式は取得していない。そのため、みなし割当株式は、「新株の割当を受けたと同時にその新株式を資本積立金により消却した」ものとして処理されるのである（法法二十七ネ）。

今まで合併差益と相殺できた「抱合株式消却損」は、資本積立金の減算項目とされ損金算入できなくなっていることに留意が必要である。

IV

資産の交付がない場合の  
みなし配当課税の廃止

改正法人税法24条では、以下の旧法24条2項の規定が削除されている。

旧法人税法第24条（配当等の額とみなす金額）  
2 法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、この法律の規定の適用については、当該各号に定める金額のうち当該法人の株主等である内国法人が当該各号に掲げる事実の発生の時において有する株式（第1号の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する

部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、その内国法人が当該事実の発生の時において当該金額の交付を受けたものとみなす。

- 一 利益又は剰余金をもつてする株式の消却 その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益又は剰余金の金額を超える場合には、当該利益又は剰余金の金額）
- 二 利益積立金額の資本又は出資への組入れ 資本又は出資に組み入れた利益積立金額
- 三 解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅 その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

したがって、株式の利益消却時の残存株主に関するものや、利益の資本組入れに関するみなし配当課税は今後生じないことになる。

〔うしろ・こうじ〕